

最上川・月光川の河口基点(海と川の境界)を緯度経度で表示します

令和5年9月1日～

～境界の上流は川のルール、下流は海のルールが適用されます～

山形県では、海と川の境界を「河口部の兩岸を結ぶ線分」としています。防波堤等により河口基点が変動しない最上川・月光川については令和5年9月1日から緯度経度で表示することとします。それぞれの海と川の境界は、下記の基点を結んだ線分です。

【最上川】

右岸基点(防波堤上)

北緯 38度55分30.2秒

東経139度48分33.6秒

左岸基点(導流堤先端)

北緯 38度55分18.6秒

東経139度48分27.2秒

【月光川】

右岸基点(防砂堤上)

北緯 39度04分17.1秒

東経139度52分12.4秒

左岸基点(防波堤上)

北緯 39度04分14.2秒

東経139度52分12.2秒



提供:国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス(画像は加工してあります)

最上川・月光川河口基点の目印として、基点付近を黄色で塗装しています

【注意】 港湾及び漁港管理者が立入禁止としている防波堤や離岸堤等の区域に立ち入ることはできません!

【参考】 最上川河口基点から上流500mまでの区域は、山形県漁協・両羽漁協の定める規則により、さくらますの採捕が禁止されています。

※ 海と川のルールについては、ホームページから確認してください。



遊漁のルール
とマナー
山形県の海面



釣りのルール
とマナー
山形県の内水面

山形県庄内総合支庁水産振興課

☎0234-24-6046